

# 我孫子市剣道連盟規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、我孫子市剣道連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、本部を千葉県我孫子市古戸696番地、我孫子市武道場内に置き、事務所を事務局長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は、我孫子市に於ける剣道の奨励発展、会員の体力増進、親睦融和と、剣道の伝統文化を尊重し、剣道の理念を重んじ、人格形成の涵養に資することを目的とする。

(全剣連規程の遵守)

第4条 本連盟は、全日本剣道連盟において定めた審査、試合、審判、その他各規程を遵守し、剣道に関する指導奨励を実施する。

(事 業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 剣道技量の向上を目指す剣道稽古の促進。
2. 居合道、薙刀、ほか古流武道の稽古・研究。
3. 各種剣道大会の開催及び参加。
4. 剣道に関する講習会、研究、指導、奨励。
5. 剣道技量の審査。
6. 剣道功労者の表彰と慶弔。
7. その他、千葉県剣道連盟、我孫子市スポーツ協会等の要請に基づき、本連盟の目的達成に必要な事業の実行及び参加。

## 第3章 会 員

(会 員)

第6条 本連盟は、正会員と準会員を以って組織する。

1. 正会員とは、本連盟に登録された個人会員を称し、本連盟の議決権及び事業に関する義務を持つ。但し、未成年者には議決権はない。

2. 準会員とは、主たる所属が他市、他県の連盟に登録している個人会員を称し、本連盟に於ける会議の議決権はない。
3. 会員の明確化のため、別途会員規程に詳細を掲載する。

(会員の加入及び退会)

第7条 本連盟会員の加入及び退会は次のとおりとする。

1. 会員の加入及び退会は、所定の書面にて事務局長に届け出るものとする。
2. 長期に亘り連盟活動に参加できない場合は、その理由、期間を書面にて、事務局長に届け出るものとする。
3. 無届で長期欠席し1年以上連絡不通の場合は、退会したものと見做す。その場合は、事務局長は会長の承認を得て、書面にて本人に通知する。

## 第4章 懲 罰

(懲 罰)

第8条 本連盟会員が、次に該当する場合は、会長は役員会及び理事会に諮り除名、又は訓戒を申し渡し、徴収済みの会費は返却しない。

1. 本連盟の体面を汚し、会員や関係団体に迷惑を及ぼした時。
2. 本連盟の規約に、反する行為を行なった時。
3. 会費の納入を、1年以上怠った時。
4. 本連盟武道場の、稽古を1年以上に亘り欠席した時。

## 第5章 役 員

(役 員)

第9条 本連盟に、正会員から選出された次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| 1. 会 長   | 1名  |
| 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 理 事 長 | 1名  |
| 4. 常任理事  | 若干名 |

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本連盟を代表し、全ての会議を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長を代行する。
3. 理事長は、会長の委嘱により、理事会及び総会を招集し、会議を統括する。
4. 常任理事は、総務、広報、会計、大会、審査、事務局の各業務を執行する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。  
中途就任の役員任期は、前任者の残余期間とする。

(役員・常任理事・業務担当理事の選出方法)

第12条 本連盟の役員及び常任理事の選出方法は、次のとおりとする。

1. 会長・副会長・理事長の三役は、役員選考委員会が推挙し、理事会にて決定し、定期総会で承認する。
2. 常任理事は、役員選考委員会が推挙し、理事会にて決定し、定期総会で承認する。
3. 業務担当理事は、理事会が選考し会長が承認する。

## 第6章 役員選考委員会

(役員選考委員会)

第13条 役員に欠員が生じた時、役員選考委員会を発足する。  
構成人員は、役員及び業務担当理事若干名とする。

(役員選考委員会の任務)

第14条 役員選考委員会の任務は、以下のとおりとする。

1. 役員選考委員による選考会議及び選考業務の実施。
2. 役員選考会議の委員長は、選考委員の互選にて決定する。
3. 新役員となる役員候補者は、正会員の中から推挙する。
4. 推挙した結果は、委員長が書面にて会長へ報告する。

(役員選考委員会の有効期間)

第15条 役員選考委員会の有効期間は、役員選考委員会が開始された時から、新役員が決定され、本連盟総会において最終承認された時を以って解散し終了する。

## 第7章 会 議

(会議の種類と招集)

第16条 本連盟の会議は以下のとおりとし、会長がこれを総理する。

1. 役員会は、会長、副会長、理事長、常任理事で構成し、会長が招集する。議長は、会長が行う。
2. 理事会は、前項の役員と業務担当理事で構成し、会長の指示を受け理事長が招集する。議長は、理事長が行う。
3. 総会は、全正会員で構成し、会長の指示を受け理事長が招集する。
4. 総会の議長は、正会員の中から理事長が指名する。

(役員会の審議事項)

- 第17条 役員会は、次の基本事項を審議する。
1. 規約及び別途規程の変更に関する件。
  2. 予算及び決算に関する件。
  3. 事業の計画に関する件。
  4. 会費の額と徴収法に関する件。
  5. 役員選考委員会の編成に関する件。
  6. 本連盟の全体的運営に関する件。
  7. その他の重要事項に関する件。

(理事会の審議決定事項)

- 第18条 理事会は、次の事項を審議する。  
役員会で審議された案件を受け、議決する。

(総会の議決事項)

- 第19条 本連盟の総会は、定期総会と臨時総会とする。
1. 定期総会は、年1回とし以下の項目を承認する。
    - ① 事業結果報告と新年度事業計画の承認。
    - ② 決算報告と予算案の承認。
    - ③ 財産目録の報告と承認。
    - ④ 理事会の議決事項の報告と承認。
    - ⑤ その他。
  2. 臨時総会は、以下の項目を議決し承認する。
    - ① 規約及び規程に関する途中変更の議決及び承認。
    - ② 緊急事案の議決及び承認又は、意見の聴取。

(総会の成立と決定要件)

- 第20条 総会は、委任状を含めた過半数の正会員の出席をもって、成立する。  
議案は、出席者の過半数の同意を得て決定する。  
可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

## 第8章 会 計

(会 計)

- 第21条 本連盟の会計は、会費、入会金、寄付金、大会参加費、補助金、審査料、その他で賄う。

(会計科目の金額規程)

- 第22条 会費、審査料、旅費交通費、褒賞費、慶弔費、各種大会費等の会計科目の金額は、別途規程による。

(会計年度)

第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第9章 監事及び監査

(監事の選任)

第24条 監事は、正会員から2名を、役員会が選任する。

(監査)

第25条 監査は、業務監査及び会計監査とし、監事2名の任務とする。

(監査結果の承認)

第26条 監事は、監査結果報告書を役員会に提出し、役員会の承認を受け、総会にて最終承認を受ける。  
但し、監査結果報告書等の作成基準は、別途規程による。

## 第10章 顧問及び師範

(顧問)

第27条 本連盟に、若干名の顧問を置くことができる。  
但し、顧問推薦の要件、任期などは別途規程による。

(師範)

第28条 本連盟に、若干名の師範を置くことができる。  
但し、師範推薦の要件、任期などは別途規程による。

### 付 則 規約改正履歴

昭和41年7月31日	施行
昭和48年4月5日	一部改正
昭和59年5月12日	一部改正
平成4年3月8日	一部改正
平成19年4月1日	一部改正 (旧8条 準会員の追加)
平成27年4月1日	一部改正 (旧1条 名称変更)
令和2年12月5日	大幅改編
令和4年3月31日	第2条 (事務所) 他、修正